

創業支援事業交付要領

1 目的

地域内創業者の創出と経済の活性化を図るため、本商工会指導のもと町内で創業した事業者に対し、創業に必要な知識等の支援とそれに必要な経費の一部について助成する。

2 申請できる事業者の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者であること。

- (1) 伊奈町内で令和7年4月1日から令和8年1月31日までに創業を予定していること。
- (2) 創業前に伊奈町商工会が実施する支援・指導を受けること。
- (3) 様式2（創業支援事業請求書）提出時まで伊奈町商工会に加入すること。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、商工会が別に定める創業支援事業経費支出予定表に基づき営業等行うもの。

ただし、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 公序良俗に反する事業又は、社会通念上、不相当であると判断される場合。
- (2) この要領の規定により補助金の交付を受けたことがある事業。
- (3) 伊奈町商工会に事前に相談なく創業した事業。
- (4) その他、伊奈町商工会長が適当でないと認める事業。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、令和7年4月1日から令和8年2月27日までに納品を受け、支払いが完了している、次に掲げる経費（以下、補助対象経費という）とする。

また、契約期間が令和7年4月1日から令和8年2月27日を超える使用権等を購入する場合は、按分の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象とする。

5 補助対象外経費

補助金の交付の対象外となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 創業の目的に合致しないもの。
- (2) 必要書類（請求書又は納品書、領収書又は振込明細書）を用意できないもの。
- (3) 不動産購入・家賃に関わる費用。
- (4) 金融機関などへ支払う振込手数料。
- (5) 公租公課および人件費。
- (6) 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの。
- (7) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の調達に係る経費。
- (8) 国等が助成する他の制度と重複する経費。

(9) その他、伊奈町商工会長が適当でないと認める経費。

6 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（上限10万円、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額）。

7 申請時に必要な書類

- (1) 様式1（創業支援事業交付申請書）
- (2) 別紙1（経費支出予定表）

8 請求時に必要な書類

- (1) 様式2（創業支援事業請求書）
- (2) 別紙2（経費支出管理表）
- (3) 補助対象経費の請求書又は納品書
- (4) 補助対象経費の領収書又は振込明細書

9 申請期限

令和8年1月30日まで。
ただし、申請額が予算額に達した時点で締め切り。

10 請求期限

令和8年2月27日